

学校運営協議会の現状と課題

羽島市教育委員会 学校教育課

1 学校運営協議会及びコミュニティ・スクールとは

(1) 学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- ・校長が作成する**学校運営の基本方針を承認**
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に**意見**
- ・教職員の任用について、教育委員会に**意見**

(2) コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度を導入した学校

2 改善の方向

(1) 新しい時代に向けた羽島市の学校構想について（答申） R6.11.1

【付帯事項】（一部抜粋）

コミュニティ・スクールの取り組みの充実に努め、学校運営協議会が学校運営により積極的に参画できるようにすること。

(2) 令和6年12月定例会 教育長答弁より

（前略）今後、学校運営協議会が、一層積極的に学校経営に参画することが求められ、より学校との意思疎通が定期的かつ円滑に行われるよう、また、日常の教育活動や学校運営に並走するような機能的な学校運営協議会にするためにも、開催時期や回数及び委員の人数も含めた構成について検討していくと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、地域学校協働本部と学校運営協議会との関わりについては、より連携が図られ、熟議や活動が機能的になるようにしていくことが大切であり、現行のボランティア活動部や学校支援部などの部会組織体制の整備や機能の強化及び地域学校協働活動推進員の役割の明確化などを図っていくことが大切であると考えております。

加えて、現在、学校運営協議会で話し合われている事項や推進している取り組みについて、引き続き他の学校区や園の協議会と交流するとともに、教育委員会委員と各学校、園の協議会代表者が情報共有し、協議していくことが必要であると思います。